

沖縄県喀痰吸引等登録研修機関初度経費支援補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 県の交付する喀痰吸引等登録研修機関初度経費支援補助金（以下、「補助金」という。）については、医療介護総合確保推進基金を財源として、該当事業者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連盟通知）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年5月15日規則第102号）、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護）（平成27年11月9日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号。以下「法」という。）附則第11条第2項に定める喀痰吸引等の登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）として新たに登録を受ける者が研修を実施するのに必要な機械器具等の購入に要する経費を支援することにより、介護職員等の喀痰吸引等研修の受け皿拡大を促進し、喀痰吸引等の医療的ケアを実施することのできる介護職員等を養成し、もって喀痰吸引等が必要な者に対するサービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金は、登録研修機関として新たに登録を受けようとする者であって、次に掲げる要件を満たす者を補助対象とする。

- (1) 県内に事務所を有すること。
- (2) 喀痰吸引等研修を毎年度定期的に実施する予定であること。
- (3) 喀痰吸引等研修を実施するにあたっては広く受講生を募集することとし、登録研修機関が設置する事業所又は関連する事業所に所属する者以外の受講生の受け入れを行うこと。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、法に基づく喀痰吸引等研修を実施するために必要なシミュレーター等の備品及び登録基準を満たすための体制確保に要する経費等を整備する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の交付額)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄の定める補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 一により選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期限までに、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して知事宛に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 知事は交付申請があったときは、提出された補助金交付申請書、その他関係書類等の審査を行い、適当と認められる場合は補助金の交付を決定し、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請事業者に対し資料の提供、申請書類等の修正を求めることができる。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業等の内容を変更する場合には、補助金変更交付申請書（第2号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助金の額に変更を期すことなくかつ補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさな程度の変更と認められるときは、その限りではない。

(2) 補助事業等の執行を中止し、または廃止しようとするときは、喀痰吸引等研修事業中止（廃止）申請書（第3号様式）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた時は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）の別表の処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合はこの限りではない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。

(6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、

事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (7) 補助金等の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法〔昭和 63 年法律第 108 号〕に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と該当金額に地方税法〔昭和 25 年法律第 226 号〕に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合においては、喀痰吸引等研修事業補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第 4 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を開拓する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。
- (10) 補助事業等を実施するために締結する契約については、原則として一般競争入札に付すなど県が行う契約手続きの取扱に準拠しなければならない。
- (11) (1) から (10) により付した条件に違反した場合、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に返還させることがある。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了した日（中止、廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して 30 日以内、又は交付決定を受けた当該年度末のいずれか早い期日までに、喀痰吸引等研修事業補助金実績報告書（第 5 号様式）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(その他)

第 11 条 この実施要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関する必要な事項は知事が別で定める。

附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 5 月 23 日から施行する。

別表

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
喀痰吸引等研修に必要な機械器具(吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン、吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式、人体解剖模型)及び図書等の購入費、損害保険料等	一事業者あたり 3,000千円	10分の10

* 県における初回の登録研修機関登録日の前6ヶ月間に係る実支出額